

旭区 会計年度任用職員(選挙事務補助業務)

登録制度募集要項

1 職務内容

- (1) 不在者投票の受付・整理
- (2) 投開票物品の用意・点検
- (3) 各種資料のコピー・製本
- (4) 電話・問合せ対応等
- (5) その他選挙事務補助
- (6) その他、大規模災害発生時における災害対応業務

2 応募資格

次の(1)から(4)をすべて満たす方

- (1) 選挙に関する業務に興味がある方、又は経験がある方
- (2) 令和8年4月1日現在中学校卒業以上の方
- (3) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 横浜市職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - オ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則の規定により、従前の例によることとされる者
- (4) 公務員としての自覚を持ち、任用期間中、選挙運動又は政治活動に関与しない方

3 選挙事務補助業務として対象とする選挙

令和8年度に執行される国政及び地方選挙全般

(今年度予定されている選挙はありませんが、衆議院の解散など急な選挙があった場合等は対象となります。)

4 勤務条件・報酬

勤務場所	旭区役所(旭区鶴ヶ峰1-4-12)
任用期間	投票日の約1か月前から投票日以降約 14 日間までの 土・日曜日を含む週5日以内 ※ 勤務日については後日決定
勤務時間	(1) 9時から 16 時まで(うち1時間休憩あり) (2) 13 時から 19 時まで ※ 上記のうち、任命権者が定める時間
給与	時給 1,464 円 (通勤費用(実費相当額)を別途支給) ※ 条例改正等により増減する可能性があります。 ※ 給与から所得税源泉徴収額を控除します。
社会保険	勤務条件により雇用保険に加入
その他	休暇や勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 提出書類

令和8年度選挙事務補助業務 登録用紙

※ 様式はホームページからダウンロード、または旭区総務課統計選挙係
(2階 24 番窓口)でもお渡しします。

(2) 提出期限

令和8年6月5日(金)

(3) 提出方法

ア 窓口提出

旭区総務課統計選挙係(2階 24 番窓口)

※ 窓口の開庁時間は、8時 45 分から 17 時まで

イ 郵送提出

簡易書留にて、下記送付先までご提出ください。

【送付先】

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12

旭区総務課統計選挙係 会計年度任用職員採用担当宛

6 選考方法

(1) 登録書類の提出

令和8年度選挙事務補助業務 登録用紙に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。

(2) 選考実施の連絡、追加書類の提出

選挙の実施が決まり次第、区役所から条件の合う方へご連絡いたします。
追加書類(会計年度任用職員申込書等)をご提出いただきます。

(3) 書類選考の実施、選考結果の通知

追記書類を基に書類選考を実施し、選考の結果を郵送にてご連絡いたします。
選考の結果、採用となった方については、会計年度任用職員として任用手続を行います。

※ 選考の結果は、合否にかかわらず郵送でご連絡いたします。

7 注意事項

(1) 当該名簿登録は令和8年度のみ有効となります。

※ 名簿登録の有効期限は令和9年3月31日まで

(2) 名簿登録は任用をお約束するものではありません。登録いただいても、希望する勤務条件に合致しない場合は、選考の実施についての連絡は行いません。

(3) 提出書類に記載された個人情報、会計年度任用職員の任用手続のみに使用します。ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中においても雇用管理を目的として使用します。

8 問合せ先

旭区総務課統計選挙係 横山・河原

電話番号:045-954-6012